

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十八号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十一 災害時教育支援等手当

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（災害時教育支援等手当）

第十九条 学校職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の第二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することができる。

2 災害時教育支援等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八十円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に定める業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害時教育支援等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 徳島県教育委員会が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「(へき地学校等の指定の見直し等)」を付する。

附則第三項に見出しとして「(夜間学級業務手当の特例)」を付し、附則に次の一項を加える。

(特定大規模災害に対処するための災害時教育支援等手当の特例)

- 4 学校職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)を除く。)に対処するため第十九条第一項に定める業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害時教育支援等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。